

随意契約理由書

1 案件名称

中央図書館電動集密書架修繕

2 契約の相手方

金剛(株)

3 随意契約理由

令和6年1月29日～2月2日に行われた中央図書館の電動集密書架保守点検において、書架の内2台の制御装置及びモニターが老朽化し、正常な作動に支障をきたしているため、速やかに老朽化した部品の交換を行う必要があるとの報告があった。

中央図書館の電動集密書架は、上記業者と令和6年4月1日に「大阪市立中央図書館 電動集密書架保守点検業務」として、保守点検契約を令和7年3月31日まで締結していることから、上記以外の業者が本修繕を行った場合、責任の所在が不明確となるため、保守点検契約と一貫性を図るためにも上記業者しか本業務に対応する事業者がない。

よって、上記業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）